

Title	中共外交政策形成過程の研究：一九五三～四年を中心として
Sub Title	A study of the process of communist China's foreign policy 1953-1954
Author	石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao) 平松, 茂雄(Hiramatsu, Shigeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.71- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中共外交政策形成過程の研究

——一九五三～四年を中心として——

石川忠雄
平松茂雄

一、問題の所在

二、客観的条件の分析

I 国内的条件

- A 復興期の終了
- B 社会主義工業化Ⅱ第一次五ヵ年計画の開始
- C 過渡期の総路線Ⅱ社会主義改造の推進
- D 中央および地方における政権の基礎の確立
- E 国防建設の進展

II 国際的条件

- A 中ソ同盟の強化

中共外交政策形成過程の研究

B 「アメリカ帝國主義」の軍事包囲体制の展開

三、対外政策の基本的特徴

四、結言

一、問題の所在

私は、中華人民共和国（以下中共と略称する）の外交政策形成の諸要因を明らかにするために、「中華人民共和国の外交政策決定に関する試論的考察」と題する小論を発表したことがある（拙著「現代中国の諸問題」所収）。そこで示された外交政策決定の諸要因をここで簡単にあげるならば、次のようなものである。

まず目的的要因としてあげられるものは、(1)中共の国家的安全の保障、(2)国際政治における中共の威信の確立とその拡大、(3)民族解放闘争の支持をふくめた中共および国際共産主義勢力の影響力の拡大、(4)社会主義建設の遂行、(5)中共政權そのものの安全の確保の五つであり、行動傾向的要因としては、(1)中共の国家的安全保障および威信にたいする反応の敏感性、(2)帝國主義に対する極端な不信と反発、(3)レーニズム的方法による敵味方の力関係の評価と敵の弱点の利用、(4)「敵を極小にし味方を極大にする」統一戦線政策の採用、(5)原則性の堅持とその下での柔軟な融通性、(6)革命の勝利を決定する究極的な力として人民の力を信頼する反面、軍事力も軽視しないこと、(7)実際の行動にあたって確實かつ慎重であること――などがあげられる。

これらの目的的要因と行動傾向的要因とがどのように組み合わせられて一つの外交政策として形成されるかは、主としてそのときどきの客観情勢がどのようなものであり、それが中共によつてどのように評価されているか、にかかっているのである。それゆえ、中共が現実の力関係の分析と評価において、客観的条件をどのように認識しているかについての分析は、きわめて重要な意味をもっている。そして、客観的条件の分析にあたっては、(1)中共の国内的条件、(2)中共をめぐる国際的条

件の二つに大別して考察することが便利である。

国内的条件としてまず検討しなければならない要因は、中国共産党指導部の安定性、指導体制の有効性、指導力の滲透性などの問題であり、次に民主諸党派の中国共産党に対する関係、共産党の指導に対する人民大衆の反応である。第三の条件は、社会主義建設の状態、すなわち経済的条件である。最後にあげなければならない条件は、中共政権の国内的安全および国家の安全を保障する物理的な力としての軍事力の実態である。

次に国際的条件については、マルクス・レーニン主義の国際情勢の力関係に関する分析方法から考えて、社会主義陣営、資本主義陣営、第三勢力陣営の三つに分けて考察するのが適当であろう。

以上が中共の外交政策決定に影響を与える主要な要因であるとすれば、それでは、一定の国際的国内的条件(客観的条件)が存在する場合、中共はその外交政策を決定するにあつて、どのような目的的要因を選択し、どのような行動傾向をとるであろうか。いいかえれば、例えば、中共がその国際的国内的条件から判断して、その国家的安全が保障され、中共政権そのものも安定し、社会主義建設も急速かつ順調に進展していると感じている場合、中共はどのような目的的要因をそのときの外交政策の主要な目標として選択し、どのような行動傾向的要因がその外交政策のなかにもりこまれてくるのであろうか。

われわれは、右にあげた目的的要因、客観的要因、行動傾向的要因の三つの結びつきのいくつかの主要なパターンを、現実の歴史的事例を研究することによつて抽出するのが有益であり、かつ実利的であると考え、ケース・スタディを進めてきた。本稿は、その一ケースとして、一九五三―五四年の時期の中共の外交政策、すなわち「民族解放闘争支援」から「平和共存」外交へと政策が転換した時期を対象としてとりあげたものである。

二、客観的条件の分析

I 国内的条件

この時期に、中共は、国内的には一九四九年末から五二年までのいわゆる「復興期」を終えて、社会主義建設を開始した。すなわち社会主義への移行に本格的にとりかかったのである。一九五四年秋に採択された憲法がその前文で明らかにしているように、「中華人民共和国の成立から、社会主義社会の建設にいたるまでは一つの過渡期である」(傍点は引用者)が、しかし一九四九年十月の人民共和国の成立とともに、大規模な社会主義建設がはじめられたのではなかつた。中共はその前提として、なによりもまず、抗日戦争とそれに続く国共内戦で荒廃した政治・経済・社会各領域の復興を完成し、社会主義建設への基礎的条件を準備しなければならなかつたのである。中華人民共和国憲法は、その前文において復興期の意義を次のように規定している。

「わが国民は、過去数年来すでに成功のうちに、土地制度の改革、抗米援朝、反革命分子の鎮圧、国民経済復興などの大規模な闘争を行つたが、これは計画的な経済建設を進め、一步一步社会主義社会に移行するために必要な条件を準備した」。

こうして一九五三年秋「過渡期の総路線」が提起された。同じく憲法の規定するところでは、この路線は次のようなものであつた。

「過渡期における国家の基本的任務は、国家の社会主義工業化を一步一步実現し、農業手工業および資本主義工商業にたいする社会主義改造を一步一步完成することである」。

李富春の説くところによると、社会主義工業化は中国における社会主義建設の「主体」であり、農業・手工業の改造と資本主義的工商業の改造は、それに必要な二つの構成部分をなしており、これら「三つはたがいに切り離すことのできない」

ものであつた。

われわれは以下において、まず復興期に中共があげた成果を簡単にみたあと、一九五三年からはじまつた社会主義建設の実態を、社会主義工業化、社会主義改造を中心として論じてゆくことにする。

A 復興期の終了

復興期に費された三年という年月は、一つの国家の成長発展にとつてはきわめて短い期間である。しかし、このわずか三年の間に、中共は政治・経済・社会・文化の各領域において驚くべき成果を達成したのである。一九五三年二月に開かれた中国人民政協第四次会議での政治報告において、周恩来は復興期の三年間を回顧して次のようにのべている。

「三年四カ月前を回顧すると、中華人民共和国成立のときには……国家の統一は、まだ完成していなかった。半封建・半植民地制度の残滓はまだ清掃されていなかった。新民主主義の社会制度はまだ樹立されず、二十余年の長期戦争のきずはまだ治療回復されず、人民の意識程度や組織性はまだまだかまりも強まりもしていなかった。このようなことのために、この三年余のあいだ、われわれの任務は全力をつくして必要な条件をつくりだし、わが国人民を国家の工業化のために奮闘させ、そしてわが国が着実に社会主義に向つて前進できるよう保証しなければならなかつた。……偉大な毛沢東主席の指導のもとに、中国人民は三年余の確固たる努力と国内国外の敵にたいする断固たる闘争をへて、各戦線上で輝かしい勝利をかちとり、全中国社会の各方面に深刻な根本的变化を起させた⁽¹⁾。

それでは、中共が三年間に達成した成果とはどのようなものであるのか。周恩来の上記報告および薄一波の「中華人民共和国三年来の成果」という報告をまとめると次のようになる。

(1) 全国統一と人民政権の強化

一九五〇年十月チベットが解放されて、中共は台湾を除く全中国の統一を達成した。二百万以上の土匪が消滅され、反革命残存分子は重大な打撃をうけた。一部の少数民族地区を除いて、全国の約四億五千万の農業人口をもつ地区が土地改革を

完成し、封建制度の基礎をうちくだいた。帝國主義の残存特権は廢除された。官僚資本の企業は完全に国有化された。

土地改革、反革命鎮圧、思想改造、三反・五反などの大衆運動、そしてそれらの運動と密接な関連をもつて進められた抗美援朝運動を通じて、全中国の人民大衆は、共産党政権のコントロールのもとに結集され、國家の事業に奉仕できるように組織された。また、全国でその人口が約四千万にのぼる六〇の少数民族は民族自治区をつくることを認められ、「中国史上かつてなかつたほどの民族相互間の団結」が現われた。労働組合は七三〇万、新民主主義青年団は六三〇万、学生連合会は二七〇万を組織した。また婦人連合会には七六〇〇万の婦女、購取協同組合には一億六〇〇万の社員が参加し活動している。そして薄一波は、「これが人民政府のきわめて広大な強固な社会的支柱となつている」⁽²⁾とのべている。

(2) 經濟・財政の回復と社會主義的經濟要素の成長

全国の農業生産はほとんどの部門で予定生産量に達したばかりか、解放前の最高水準を超過している。交通運輸も回復され、水利建設がはじめられた。国内貿易は都市と農村の物資交流の推進によつて活況を呈している。國家財政収入はすでに均衡になり、全國の物価は安定した。人民の物質生活・文化生活および衛生条件もいちじるしく向上しはじめている。

つぎに、社會主義的性質の國營經濟の力と比重の發展が指摘されなければならない。工業と卸売商業の面では、國營經濟は指導的地位を占めている。すなわち、國營工業は手工業を除く全國工業總生産額の六〇パーセント以上を占めている。そのうち重工業は八〇パーセント、輕工業は五〇パーセントである。商業の卸売業務經營の面では、國家計画と人民生活に關係ある主要商品、たとえば食糧・棉花・綿糸・綿布・鋼鐵・石炭・木材・油脂・塩および重要輸出商品などは、國家に掌握された。全國の銀行は國家によつて統一的に管理された。こうして「生産と消費の需要は保証され、物価と金融の安定が保証され、貿易や財政収支の均衡は保証されている」ことを周恩來は強く説いている。一方私營工商業に対しては、國營經濟機構と國家行政機關が委託加工の発注、合理的な買付け、商業調整などの方式をとつて指導援助しているので、この部門も

新民主主義經濟の重要な一要素となつてゐる。農業互助合作運動も進展し、全国各地に四千近くの農業生産合作社が成立し、十数個の實驗的な集団農場と二千余の国营農場が創設され、二千六百余の手工業生産合作社も組織された。

このように、復興期の三年間に中共は、周恩來の言葉を使えば、「空前未曾有の人民の統一を実現」したが、その統一は「空前の偉大な成果を収めた」ともいえるのである。⁽³⁾そして三年間における「偉大な勝利」の原因を中共は、(一)人民民主主義制度が人民に積極性と創造性を發揮させたこと、(二)毛沢東の英明な先見と指導が人民に正しい方向を与えたこと、(三)人民大衆が中共の指導のもとに統一戦線を形成したこと、(四)ソ連の私心のない援助があつたこと、にあつたと指摘している。⁽⁴⁾しかしわれわれは、薄一波がのべているように、「抗美援朝運動によつて形成された愛國主義の高潮が各方面の改革と建設事業の推進力となつた」ことを忘れてはならない。⁽⁵⁾抗美援朝運動は、たんに朝鮮での戦闘を支援するためだけのものではなく、反米帝民族主義によつて民心を強力に統一し、これを基礎として反革命分子を肅清し、増産節約運動を断行して經濟發展への基礎をつくり、知識分子の思想改造とあいまつて、大規模な建設へ出発する態勢をととのえさせたのである。⁽⁶⁾

(1) 一九五三年二月四日中国人民政協會議第一回全国委員会第四次會議における周恩來報告。

(2) 中国研究所訳『中国における人民民主主義の建設』(昭二七年、中国資料社) 四頁。

(3) 前掲周恩來報告。

(4) 前掲周恩來報告。

(5) 前掲薄一波報告、三頁。

(6) この三十年の成果を簡潔にまとめたものとしては、石川忠雄「中華人民共和国三年の動向」(『中国共産党史研究』) 参照。

B 社会主義工業化Ⅱ第一次五カ年計画の開始

前節で一瞥したように、復興期における生産の回復は中共の予想を上回つて、わずか三年という短期間におおむね戦前の

水準以上に達したようである。しかし、中国経済は、それだけで問題を解決したことにはならなかつた。すなわち領土は廣大であつても、耕地面積は相対的に少く、農業人口は圧倒的に多い。しかも、この過剰人口を養うべき農業は、技術的にたちおくれた生産性の低いものであり、生活を維持するのが精一杯であつた。工業は主として外国資本によつて建設されたので、偶然的跛行的なものであり、大部分は軽工業であつた。したがつて、中国自体の工業は、手工業的なものがほとんどで、資本形成も貧弱であり、投資能力も極度に弱体であつた。このような経済状況は当然国民所得を低下させ、生活水準をひきさげるものであつた。内外のいわゆる「反革命勢力」の圧力をたえずはねかえしながら、その政權基盤を強化しなければならぬ中共政權としては、上記のような経済状況を脱して発展をはかるには、かつてソ連が行つたように、共産主義イデオロギーに立脚して、計画経済を軸とする大規模な国家建設Ⅱ第一次五カ年計画に進まざるをえなかつたのである。その間のいきさつを中共は次のように説明している。

「解放前には、わが国の近代工業は国民経済のなかでほんのわずかな比重を占めていたにすぎず、それとても主に軽工業であつた。しかもその多くは外国から輸入する原料に依存した加工工業であり、重工業の基礎にいたつてはさらに弱く、なにがしかの重工業があつたとしても、その大部分は帝国主義が中国に設けた機械修理工場または帝国主義国に原料と半製品を提供するための鉱山・工場であつたにすぎない。重工業の基礎が欠けているところからきているわが国民経済のこうしたはなはだしいたちおくれ状態のために、百年來のわが国の国力は弱く、人民は窮乏に苦しむ、帝国主義列強の侵略と圧迫をいやというほどうけてきたのであつた。……われわれは国外ではいぜんとして兇暴な帝国主義の包囲をうけているのであり、社会主義的工業化を遂行しなかつたならば、わが国を社会主義社会へと建設しあげることができないばかりでなく、わが国を帝国主義の侵略から防ぐこともできなければ、経済上、政治上の独立を保つこともできないようにする危険があるのである。これをみてもわかるように、中国に社会主義工業化を実現し、国民経済を発展させることは、中国人民自身がなうべき責任である」⁽¹⁾

このように中共は、強力な工業的基盤なくしては、強力な国家はありえない、と考える。それでは、中共のいう社会主義工業化とは、どのようなものであつたのか。第一次五カ年計画草案を報告した李富春によれば、次のようなものである。

「社会主義的工業化こそ過渡期におけるわが国の中心任務であり、社会主義的工業化の中心の環は重工業を優先的に発展させることである。強大な重工業をうちたててこそ……われわれははじめて近代的な各種工業設備を製作して、重工業そのものと軽工業に技術的改造を加えることができるのであり、われわれははじめて農業にトラクターその他の近代的な農業機械を提供し、これに充分な肥料を供給して、農業に技術的改造をほどこすことができるのであり、われわれははじめて……近代的な交通機関を生産して、運輸業に技術的改造をほどこすことができるのであり、われわれはまた近代的な兵器を製造して、祖国を守る戦士を武装させ、国防を一段と強化することができるのである。それと同時に、重工業の発展を基礎としてはじめて、われわれは大いに生産技術を向上させ、労働生産性を高めることができるのであり、農業と消費物資を生産する工業の生産をたえずふやして、人民の生活水準を不断に高めてゆくよう保証することができるのである」⁽²⁾。

このように中共においては、重工業を優先的に発展させるという政策こそ、国家を富強にし、人民を幸福にするただ一つの正しい道であつて、この政策を遂行することは、中国に社会主義をうちたてるための強大な物質的基礎をつくりだすことになる⁽³⁾と考えられていたのである。

中共の社会主義工業化の構想に関して、いま一つ注目すべき点は、中国がソ連の衛星国としての国際分業経済に甘んずることなく、基本的に均衡のとれた自立経済体系を確立しようとする方針をはつきりうちだしていることである。

「社会主義のための経済的任務を解決するには、重工業を基礎とする工業体系を發展させなければならないばかりでなく、さらに農業をふくめた国民経済を、大生産を行える技術的基礎の上に移し、さまざまな経済要素を包含している国民経済を、単一⁽³⁾の社会主義経済に変えなければならない」。

ところで、中共が一九五三年より第一次五カ年計画に入る旨を公式に発表したのは、一九五二年十二月二十四日の中国人民政治協商会議常務委員会擴大會議においてであつたが、計画の内容については、翌五三年二月四日の中国人民政協第一回全国委員会第四次會議で、五カ年計画第一年度の主要工業品目の生産目標率と基本建設計画中の一部項目の投資増加率が、周恩来によつて明らかにされたにすぎなかつた。このことからわかるように、第一次五カ年計画にのりだした時点にお

いて、中共は精密な建設計画をつくりあげておらず、準備態勢もとのつていなかつたこと、すなわち意欲と必要が先にたつて、とりあえず一九五三年から新建設を開始しようという非常に性急な計画経済であつたことを示唆している。事実、のちに李富春は、次のような事実を明らかにした。

「第一次五カ年」計画草案の編成工作はすでに一九五一年にはじめられ、その途中においていくらか補充または修正され、一九五二年二月すなわち第一次五カ年計画が遂行されてから二年の後、はじめて編成を完了したのである⁽⁴⁾。

そこで、われわれは次に、第一次五カ年計画草案がなぜおくれたのか、その過程でどのような困難に直面し、それをどのように克服しようと努力したのか、を検討しなければならぬであろう⁽⁵⁾。

第一に、全国的経済を計画できる統計をもたなかつたことである。これは、長期にわたる戦争と革命による政権交代という特殊事情が国内の統計を混沌たるものにしたという客観的条件の上に、もともと中国人の精密な統計数字に比較的無関心な性格が加わつて、いつそうあいまいなものにしていたとできるであろう。そこで中共は、「調査および統計形成の準備および承認に関する暫定規則」(一九五三年九月)を公布して、複雑で相互に重複する不合理な統計形式を改め、厳重な検査と承認制度を採用した。すなわち国家、地方、都市の各段階に統計事務所を設け、統計形式や算定方法に関する統一的制度を採用し、国家経済に関する重要資料の収集と分析から行うことにしたのである。

第二に、計画経済を行うには資源の動員と配分が計画通りに行われることが必要であるが、その基礎条件としての資源調査が行われていなかつた。そこで中共は、まず地下資源については地質調査から、人口については戸口調査からはじめなければならなかつた。人口統計は一九五三年六月三十日に一斉調査を行い、翌五四年十一月一日になつてようやく実態が明らかになつた。

第三は、国营企業を中心とする経済秩序が成立していなかつたことである。すでにのべたように、復興期において国民経

済の改造に着手し、社会主義経済要素を増大させる努力を払い、かなりの程度の指導性を強化してきた。しかしそれでもなおいわゆる混合経済が支配的であつて、大規模な計画経済を実施するほど指導的な力をもつていかなかった。この問題を解決するために推進されたのが、「社会主義改造」である。

第四は、長期計画編成および全国的な建設活動の経験が乏しかつたことである。つまり中共は農村根拠地において封鎖的な、極度に制限された経済活動を経験しただけであつた。中共は計画技術のすべての面で、ソ連の経験と実績を吸収しなければならなかつた。一九五三年に中共が全国的な「ソ連に学べ」の運動を行つたのは、そのためであつた。

第五に、政権獲得後ちようど一年目に朝鮮戦争に介入せざるをえなかつたことは、当然のこととして経済計画に大きな障害となつた。中共は、抗美援朝運動のもとに、「一面建設、一面戦争」を進めたが、朝鮮戦争が長期化したことは相当な打撃と消耗であり、計画の立案を妨げたことはまちがいない。一九五三年七月の休戦成立は、中共の経済的負担を軽減した。

第六に、ソ連の援助がスムーズに決定しなかつたことである。中国の経済基盤や技術能力から考えて、大規模経済建設を推進するには、ソ連からの経済・技術援助が不可欠であることは、あらためてのべるまでもない。ソ連に対する援助交渉は、一九五二年秋から進められていたが、交渉がようやくまとまつたのはスターリン死（一九五三年三月）後の一九五三年九月、つまり交渉を開始してちようど一年後であつた。それによつて、ソ連援助の主要部分をなした一五六単位のうち第二類九一単位が確定したのである。さらに一九五四年十月には、重要ないくつかの援助が追加された。（この項については、Ⅱの(A)「中ソ同盟の強化」を参照）

最後に、中共内部に基本建設の規模の大きさ、工業と農業および重工業と軽工業に対する投資比率、大型・中型・小型の企業の配合、工業の地域的分布、基本建設の標準、工業の質を保証する問題などについて、意見の不一致があつた。われわれはすでに李富春が「計画草案は何回も補正し修正を加えられた」ことを明らかにしたことを指摘したが、一九五三年三月

に高崗が国家計画委員会主任を解任されたこと、一九五四年秋に行われた政府機構の改革によつて同委員会が國務院の直屬となつてその権限を縮小されたこと、さらに五カ年計画採択の際李富春が「計画草案は中共中央と毛沢東主席との直接の指導のもとに編成され完成されたものである」(傍点は引用者)と強調していることなどは、意見の不一致があつたことを別の側面から裏づけるものであろう。

(1) 李富春「国民經濟發展のための第一次五カ年計画についての報告」、「人民中国」一九五五年第九号付録(七一—八頁)。

(2) 同八頁。

(3) 同七頁。

(4) 同五頁。

(5) 草野文男『中共經濟研究』(昭三七年明玄書房)第六章第二節。

C 過渡期の総路線II 社会主義改造の推進

第一次五カ年計画を開始して社会主義建設の段階に入った中共にとつては、この国家建設の基本的性格ないし方向を理論的に確定する必要があつた。それが一九五三年秋に毛沢東によつて提示された「過渡期の総路線」である。もつとも、過渡期の総路線の決定については、今日までのところ正式に発表されていない。しかし当時「人民日報」などに発表されたいくつかの論文や記事から判断して、この決定は九月中旬の人民政協全国委員会常務委員会拡大会議および中央人民政府委員会の第二四次会議から第二八次会議(第二六次会議ではソ連援助に関する李富春の報告が行われた)の間に下されたとみてよいであろう。それは、十月十日中国人民政協全国委員会で李維漢によつて、「国家過渡期の総路線に関する報告」と題して明らかにされたが、この決定をもつとも直接かつ詳細に伝えているのは、同じ李維漢が十月二十五日の中華全国工商業連合会代表大會において行つた講話である。李維漢は、この講話の冒頭で、毛沢東が過渡期の総路線に関して次のような指示を行つたこ

とを明らかにしている。

「中華人民共和国の成立から社会主義的改造の基本的な達成までが、一つの過渡期にあたる。この過渡期における総路線・総任務とは、かなりの長期間にわたつて国の社会主義的工業化を一步一步実現し、そして農業・手工業・私営工業にたいする国家の社会主義的改造を一步一步実現することである。この総路線は、われわれのいろいろな仕事を照らす燈台である。いろいろな工作がそれを離れたならば、右翼もしくは『左』翼的なあやまりを犯すことになる⁽¹⁾」。

「農民の個人経済に対する社会主義的改造とは、互助合作を通じ、農民の集団的所有制に到達することであり、資本主義的工業にたいする社会主義的改造とは、国家資本主義の道を通じて、国家的所有制、すなわち全国民的所有制に到達することである⁽²⁾」。

すでに前項で論じたように、社会主義への移行にあつてもつとも基本的な問題は、社会主義工業化とくに重工業の建設を進めることであり、さらにそれとともに農業、手工業および資本主義的工業を社会主義の方向に再編成してゆくこと、つまり「社会主義改造」を進めることにある。そのような社会主義改造の過程は、とりもなおさず社会主義的要素と資本主義的要素の並存を認める新民主主義社会において、社会主義的所有制がすべての非社会主義的所有制にとつて代り、社会主義的所有制が究極的には唯一の所有制となつてゆくことを意味する。マルクス・レーニン主義によれば、これは同時に中国の生産力の発展を可能にする道でもあるのである。

一九五三年秋の「過渡期の総路線」でうちだされた社会主義改造は、翌五四年秋の憲法のなかで具体的に規定された。そこで、憲法の規定するところにしたがつて、社会主義改造のプログラムを具体的に検討してみよう。それによつて、中共がどのような形で中国社会を社会主義に変質させようとしていたかが明らかになるであろう。

それによると、中国には生産手段の主要な所有制として、国家的所有制すなわち全人民的所有制、協同組合的所有制すなわち勤労大衆の集団的所有制、単独経営勤労者の所有制、資本家的所有制の四つがある。このうち、国家的所有制の社会主義経済にあたるものは国营経済であつて、それは「国民経済のなかの指導的な力であり、国家が社会主義的改造を実現する

ための物質的な基礎である」(憲法第六條第一項)。したがつて国営經濟の成長發展は、たんに新民主主義經濟における社会主義的要素そのものの發展を意味するばかりでなく、その國民經濟における指導的地位の發展にともなつて、非社会主義的諸要素の制限改造を容易にするという機能も、あわせもつているのである。

次に協同組合(合作社)的所有制にあたるものは協同組合經濟である。これには、勤労大衆の集团的所有制の社会主義經濟と勤労大衆の部分的な集团的所有制による半社会主義經濟の二つがあるが、この二つの協同組合經濟は恒久的に並存するものではない。すなわち半社会主義經濟としての協同組合經濟は、「单独經營の農民、单独經營の手工業者およびその他の单独經營の勤労者を組織して勤労大衆の集团的所有制へ向わせる過渡的な形態」(憲法第七條第一項)であつて、いわば「单独經營勤労者の所有制」を社会主義的所有制としての協同組合的所有制に転化する中間的な役割を果すものである。それゆゑ、中共は、「協同組合の財産を保護し、協同組合經濟の發展を奨励し指導し援助する」(憲法第七條第二項)ことを約束し、それによつて社会主義的要素の發展をはかり、社会主義的改造の進展を容易にしようとする態度を示したのである。

社会主義社会へ移行する場合の物質的基礎とされている国営經濟と協同組合經濟に対立するものとして、(1)「单独經營勤労者の所有制」にあたる单独經營農民、单独經營の手工業者およびその他の单独經營の勤労者と、(2)資本家的所有制にあたる資本主義的工商業とがある。これら二つのものは、いずれも社会主義的改造の対象とされているが、原則として短期間にそれほど急激に行われるのではない、とされた。

「われわれは、農業、手工業および資本主義的工商業の社会主義的改造が至難の任務であることを知つてゐる。この改造を一朝一夕に達成することは絶対に不可能である。われわれは、大衆の経験と自覚にてらし、現実の情勢において可能なところにしたがつて、一步一步前進しなければならぬ」。

したがつて、これらの生産手段の所有権は社会主義的改造が完全に終了するまではいぜんとして存在するわけであり、す

べて法律によつて保護されている（憲法第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項）。ただそれらが社会主義的所有制に移行するにさいしては、単独經營の農民・手工業者その他の単独經營の勤労者は、自由意思の原則と国家の奨励にもとづいて、まず社会主義的性質の協同組合に組織され、ついで社会主義的性質の協同組合經濟に發展させられる（憲法第八條第二項、第九條第二項）のに対して、資本主義的工商業（および富農）の場合には、「国家は、国家の行政機關による管理、国营經濟の指導および労働者大衆の監督を通じて、資本主義的工商業の国家と人民の生活に有利な積極的作用を利用し、国家と人民の生活に不利なその消極的作用を制限し、かれらが各種の異つた形態の国家資本主義經濟に轉化するのを奨励し、一步一步資本家的所有制を全人民的所有制にかえてゆく」ことになつてゐる。

資本主義的工商業に対して、このような「利用・制限・改造」の方針がとられたのは、一つには「過渡期において民族ブルジョアジーがいぜんとして中国經濟において重要な役割をになつており」、かつ「社会主義的改造を受諾する意思があることを証明」しているからである、とされてゐるが、他方では強力な人民民主政權が存在し、国营經濟および協同組合經濟が国民經濟の指導的地位を占めてゐるということが、この改造の順調な發展を保障すると考えられてゐる。つまり、社会主義への移行は、中国においては、人民民主独裁政權の上から下への指導と人民大衆の下から上への支持とによつて、平和的に行われることができる、とされてゐるのである。

「中華人民共和国の人民民主主義制度すなわち新民主主義制度は、わが国が平和な道を通つて搾取と貧困をなくし、繁榮と幸福な社会主義社會を建設できるよう保証してゐる」（憲法前文）。

「中華人民共和国は、國家機關と社會の力に頼り、社会主義工業化と社会主義改造を通じて、一步一步搾取制度を消滅し、社会主義社會を樹立することを保証する」（憲法第四條）。

以上のように理論づけられた社会主義改造は、一九五三年に「農業生産協同組合の發展に関する決議」が發布され、一九五四年秋までに、全国で二二万五四〇五の農業生産協同組合ができあがり、また五五年元旦の「人民日報」の社説による

と、五四年の冬から五五年春までに、六〇万に増加すると予想されるころまで発展し、工業生産においては、国营企業と公私合営・協同組合企業の占める割合は、一九五二年の五八パーセントから、五三年には六二パーセント、五四年には七一パーセントへと上昇を続けたといわれている。

(1) 新民主主義經濟研究会編訳『中国革命の理論―過渡期における革命の政治・經濟理論』(昭二九年、三一書房) 下巻一一三頁。

(2) 同書一一五頁。

(3) 劉少奇「中華人民共和國憲法草案についての報告」、『劉少奇主要著作集』(一九六〇年、三一書房) 第三卷二二八頁。

(4) 劉少奇、前掲報告一二五―六頁。

D 中央および地方における政權の基礎の確立

一九五四年九月、中共は第一回全国人民代表大會を開催して、「中華人民共和國憲法」を採択し、それにもとづいて中央政府機構を再編成して、近代的国家としての形態をととのえるにいたつた。新國家が成立してから五年で、中共は全国的な統一を実現したばかりか、その支配力を鞏固なものにすることに成功したように思われる。

政權樹立から普通選挙による全国人民代表大會を開催するまでに、中共は五年の準備を必要としたが、その間各省、市、県において各界人民代表會議という形式の人民代表會議を設け、施政方針の決定や地方政府委員の選出を行う、というやり方がとられた。⁽¹⁾ 建国一周年にさいして、政務院副総理董必武が行つた報告によれば、各界人民代表會議は新國家成立後の一年間に一三省(當時は全国で三三省)で省各界人民代表會議が開かれ、そのうち一〇省では人民代表大會の職權を代行して、省政府委員の選出を行つた。中央直轄市、大行政区直轄市、省政府と行政公署のある市ではすべて、また八〇パーセント以上の県で各界人民代表會議が開かれた。各界人民代表會議はその後全国各地で開かれ、一九五二年九月の内政部長謝覺哉の報告では、全国三二省一六〇市、二一七四県と約二八万の行政村で各界人民代表會議が開かれ、そのうち一九省八五市、四三

六県ではそれぞれ人民政府委員を選出した。

こうした地道な地方政權づくりが行われたのちの一九五三年一月十三日、中央人民政府委員会會議は、「全国人民代表大會ならびに地方の各級人民代表大會の召集に関する決議」を採択し、同時に毛沢東を主席として三十二名の委員で構成される憲法起草委員会と、周恩来を主席として二十三委員で構成される選挙法起草委員会を選出した。ついで四月から六月にかけてモデル選挙を行ったあとで、第一期末端選挙を行い、それ以後全国的に末端選挙を進める、という具合に何回もの段階をへて慎重に行われた。一九五四年六月までに全国で末端政權の選挙を行ったのは、二一萬四七九八單位、施行された地域の総人口は五億七一一四三萬四五一一人で、チベットその他少数民族が集まって住んでいる一部の地域と台湾を除いて、全国的に人民の直接投票による人民代表の選出が行われた。末端選挙が終つた五四年六月を中心に県級人民代表大會、七月から八月にかけて省と市の人民代表大會が開かれ、省と市の人民代表大會で、全国人民代表大會の代表一二二六名が各地から選ばれたのである。第一期全国人民代表大會が開催された当日の「人民日報」は、「中国人民民主主義制度の新しい段階」と題する社説を掲げて、次のようにこの大會の意義を論評した。

「わが国のすべての國家權力は、全國人民の普通選挙によつて生まれた全国人民代表大會によつて、集中的に行使されはじめた。このことは、わが國の政治のよりいつその民主化の偉大な成果である。わが國の政治のこのような、よりいつその民主化は、五年來の人民民主主義建設のたえざる發展に立脚して實現されたものである。」

「第一期全国人民代表大會の代表のなかには、わが國のあらゆる民主的階級と民主黨派の代表的人物が含まれ、工農業の労働規範、軍隊の英雄的人物、著名な文学・芸術・科学教育工作者・工商業界・宗教界の代表的人物が含まれ、わが國の各民族、各階層人民の代表が含まれている。この會議には、一七七名の少数民族の代表が出席している。このようなことは、わが國の歴史において、数千年來かつてなかつた團結と統一の最初の大會であることを示している。」

「人民代表大會が本當に人民の意志を實現できるのは、それが人民によつて付託された最高の權力を真に行使するからである。われわれの全国人民代表大會は、國家のすべての重大事を決定する權利があり、そこで採択した法律、法令およびいつさいの決議は、いかなる國

家機関や作業員もすべてその監督のもとに厳格に実行しなければならないのである。⁽²⁾

このように、第一期全国人民代表大会の開催は、毛沢東の言葉を使うならば、「わが国人民の一九四九年建国以来の新たな勝利と新たな発展を示す里程碑」⁽³⁾であつたが、この大会でなによりも重要であつたのは、いうまでもなく「中華人民共和国憲法」の採択とそれにとりなう中央政府機構の全国的な再編成であつた。この憲法は、あらためてのべるまでもなく「社会主義憲法」である。中共は、一九五三年に「過渡期の総路線」を提示して社会主義への移行にのりだしたことを法律によつて裏づけるとともに、全人民に社会主義への覚悟を新たにさせる必要があつた。また、社会主義建設は、すでにB項、C項で明らかにしたように非常に巨大かつ複雑、それゆえ困難の多い事業であるから、高度に中央集権化された指導体制によつて保証されなければならない。憲法草案を報告した劉少奇は、憲法制度の意義を次のように説明している。

「一九五三年から、わが国はすでに社会主義への目標にしたがつて計画的な経済建設の時期に入つた。したがつて、わが国が共同綱領を基礎として一歩前進し、いま代表各位に提出しているような憲法を制定し、法律の形式でわが国の過渡期の基本的任務を確定することは、まったく必要なことである。わが国において、社会主義的工業化と社会主義的改造を実現することは、非常に困難で複雑な任務である。どうしても、全国人民の力を動員し、広範な人民大衆の積極性と創意性を發揮して正しい高度に統一された指導のもとに、さまざまな困難を克服してこそ、はじめてこのような任務を実現することができる。したがつて、一方では、われわれはいつそう人民の民主主義を發展させ、わが国の民主主義制度の規模を拡大しなければならない。同時に他方で、われわれは高度に統一された国家の指導制度をつくらなければならない。この目的のためにも、われわれは共同綱領よりもさらに完備した、いま代表各位に提出されているような憲法を制定することが、ぜひとも必要になる」⁽⁴⁾。

政治権力の中央集権強化への動きは、はやくも一九五二年一月にはじまつている。この時期は、第一次五カ年計画の開始がはじめて明らかにされたときであり、このことから社会主義建設と中央集権化が切り離しえない問題であつたことがわかる。すなわち中共は、長期的な大規模建設計画を実施するには、まず中央政府の機構を強化し、地方政府の機構と任務

を調整する必要があつた。そこで中央に国家計画委員会、体育運動委員会、高等教育部、文盲除去工作委員会の四つの機構を設置するとともに、地方行政機構を、(1)大行政区人民政府および軍政委員会はすべて行政委員会と改め、中央政府を代表して当該地区地方政府の指導と監督に当ること、(2)大行政区人民政府および軍政委員会所属の政治法律、財政経済、文化教育、人民監察の四分科委員会、弁公庁の各機構はそのまま行政委員会の所属に移すこと、(3)大行政区人民政府または軍政委員会所属の各局とし、その一部を中央政府の直屬とすること、などの調整を行つた。

復興期においては、各地の解放および各種の改革、政策実施の時期が同一でなかつたこと、経済発展が不均等であつたことなどから中共は全国を画一的に指導できなかつた、というよりもむしろ現地の情況に応じて地方政府に適切な処置をとらせることによつて復興・建設の成果をあげることができた。しかしいまや国家計画を進めるためには、指導の統一集中化が必要であり、なによりも中央政府機構の強化が要請されたのである。

「国家の経済建設を順調に進めるには、多くの準備がなされなければならないが、まず第一に国家経済の計画性を強化しなければならない。経済建設を計画的に指導することは新民主主義および社会主義の国家経済の基本原則である。われわれは、この原則にもとづいて生産を組織するとともに、各方面の状況を理解し、各経済部門間の協力を確保するため中央集権的指導性を強化しなければならない。したがつて、これまでの地方分権制度はもはや今日の情勢に適さなくなつてゐる。これまで、軍事・外交・公安の諸工作は、中央の統一指導のもとに行われていたが、今後はさらに一歩進めて経済、文化教育、政治などの工作においても、統一を強化する必要がある。大行政区人民政府の機構と任務を改革し、中央政府機構の強化をはかるのはこのためである」⁽⁵⁾。

ちようど県の各界人民代表会議が開かれて、省・市の各界人民代表会議の代表を選出しつつあつた一九五四年六月、中央政府は「大区一級の行政機構を撤廃することに関する決定」を発表し、中央が直接省・市を指導できる時期がきたとの理由で、大行政区の行政委員会を準備のととのつたところから順次廃止してゆく、との方針を明らかにした。

憲法の採択につづいて、同じ第一期全国人民代表大会は、「民主集中制」の五つの国家権力機関、すなわち国家権力の最

高機関であり、また唯一の立法機関である「全国人民代表大会」、最高行政機関である「國務院」、司法権を行使する「人民法院」、檢察権を行使する「人民檢察院」および国家権力の地方機関であり国家の地方行政機関である「地方各級人民代表大会」「地方各級人民委員会」の組織と機能を規定した五つの組織法を採用した。最後に毛沢東を国家主席として選出したあと、周恩来を総理とする國務院、劉少奇を委員長とする第一期全国人民代表大会常務委員会の人選が行われて、新しい中央政府機構ができあがったのである。

政府機構の中央集権強化と並行して、中国共産党においても、同様の趣旨から党の団結が叫ばれた。一九五三年十二月二十四日、毛沢東は党中央政治局會議で「党の団結強化」について提案を行つたが、それにもとづいて翌五四年二月の四中全会は「党の団結強化についての決議」を採択した。この決議は、この時期になぜ党が団結強化をよびかけなければならないかを次のように説明している。

「党の団結、労働者階級の団結、勤労人民の団結、全国人民の団結こそ、革命勝利の根本的な保障である……現在中国の革命事業はまだ最終的に完成してはおらず、国内では人民の敵はまだ完全には一掃されてはおらず、国外ではまだ帝国主義の包囲が存在している現在、中国はまさに社会主義革命、すなわち社会主義的改造の段階にあり、われわれはしだいに社会主義的工業化を実現し……社会主義的改造を実現し、わが国を偉大な社会主義国家に建設してゆかなければならない。これは、帝国主義と封建主義と官僚資本主義に反対する革命に比べて、より深刻な、いつそう広範な革命であり、きわめて複雑で、尖锐な闘争をそのなかに含んでいる。」

「わが党はいまなお資本家階級と連合する政策をとつており、小所有者階級はまだ大海のようにわれわれをとりまいてゐる。わが党は非常に大きく、党内のマルクス・レーニン主義の教育はまだきわめて不十分であつて、一部の幹部の思想的政治的状况はまだ相当複雑である。それと同時に、わが党内の一部の幹部、はなはだしきにいたつては高級幹部までが、党の団結の重要性に対する認識がたらず、集団的指導の重要性に対する認識がたらず、中央委員会の威信を強固にし、これをたかめることの重要性に対する認識がたらず、⁽⁶⁾ 第一

第一次五カ年計画草案起草の過程で重要な意見の不一致があつたことはすでに指摘したが、「過渡期の総路線」、憲法採

扱、政治権力の中央集権化などの問題に關しても、多種多様な見解の相違や対立があつたようである。それらのうちでもつとも代表的であり、かつ中共にとつて危険であつたのは、社会主義と資本主義が共存している新民主主義社会の存続を望む雰囲気が出てきたことであつた。

「現状維持の道、すなわち資本主義の道でも社会主義の道でもなく、社会主義も存在し資本主義も存在する、いまわれわれがおかれていた状態を維持しようと考えている人々がいるかもしれない。周知のように、わが国はいま社会主義社会建設の過渡期にある。わが国では、この時期を新民主主義の時期ともよんでいる。この時期の経済上の特徴は、社会主義も存在し、資本主義も存在するという点にある。一部の人々は、このような状態を永遠に維持し、変更しないのにこしたことはないと思望している。彼らは共同綱領で十分だ、なぜこのうえに憲法が必要なのか、といつて⁽⁷⁾いる」。

同じような空気は、中共党内にも現われていた。

「新民主主義革命が勝利したのちにおいて党内の一部の幹部は一種のきわめて危険な、おごりたかぶつた気分を増長させている。かれらは、仕事のなかのいくらかの成果にのぼせあがり、共産黨員として必ずそなえていなければならない謙虚な態度と自己批判の精神を忘れ、個人の役割を誇張し、個人の威信を強調して、自分に及ぶものはこの世にないと考え、他人からほめたたえられることはかりに耳を傾けて、他人の批判や監督をうけつけず、批判するものに圧迫を加え報復を行い、はなはだしいのになると、自分が指導している地区や部門を個人の資本、個人の独立王国のように考えている」。

ここで批判されているのが「高崗⁽⁸⁾・饒漱石反党集団」であることは、いまや定説であるが、この反党集団の摘発は、一九五三年—五四年における中共路線の転換、すなわち第一次五年計画の開始、過渡期の総路線の採択、権力の中央集権化の過程で生まれた諸問題の集約的表現であつたといえる。しかし、この事件が中央指導体制に与えた衝撃は決して大きなものではなかつた。この時期を通じて、毛沢東を中心とする中共指導部は安定していたのであり、その強固な指導体制のもとで、はじめて中共は社会主義への移行をいよいよ本格的に推進できたのである。

(1) 以下の記述は、『中国年鑑』一九五五年版一〇—一頁を参照した。

- (2) 一九五四年九月十五日付『人民日報』
- (3) 『毛沢東戦後著作集』 一一二頁。
- (4) 『劉少奇主要著作集』 第三卷一一九—二〇頁。
- (5) 一九五二年十一月十七日付『人民日報』
- (6) 『人民中国』 一九五四年第三号付録(一) 三十五頁。
- (7) 前掲劉少奇著作集、一一八頁。
- (8) 前掲『人民中国』 五頁。

E 国防建設の進展

この問題については、なによりもまず抗米援朝の勝利をあげなくてはならない。朝鮮戦争がはたして中共の勝利であったかどうかはともかくとして、中共はこの戦争で巨大な近代적裝備をもつ「アメリカ帝国主義」と対等に戦うことができたのである(Ⅱ、國際的条件のうちの帝国主義に関する分析を参照)。このことは、毛沢東の人民戦争の有効性を明白にしたばかりでなく、自国の安全保障に対する中共の不安感を一応除去したものである。

第二に、抗米援朝運動は中国人民の民族主義感情をたかめた。これは中共の安全保障を維持する上で大きな精神的支柱となつたことは明らかである。この点について、彭徳懐は次のように報告している。

「わが国人民が今日のように高度の精神的政治的一致団結を示したことは、従来なかつた。わが各民族人民間の關係が今日のように友愛に充ち、ともに団結したことはかつてなかつた。わが国人民の愛国主義精神が今日のようにすばらしくたかまつたことは、これまでになかつた」。

「抗米援朝運動は、全国人民に愛国主義と國際主義の教育をほどこし、民族的な自尊心と自信をいちじるしくたかめ、共同の敵にたいする敵愾心とアメリカの侵略を撃退する決意を強めた。この思想的基礎の上こそ、侵略に反対し、極東と世界の平和を守る志願軍と朝鮮人民の強大な物質的な力が各方面から生まれたのである。これと同時にまた、抗米援朝運動によつてひき起された祖国の面目のきわだつ

て重大な変化、および人民の政治的自覚と組織性のかつてない高揚が、さらに転じて全軍を勇氣百倍させ、戦えば戦うほど強くなつてゆくもつとも重要な力となつたのである」⁽¹⁾。

第三に、ソ連からの軍事援助によつて、中共軍は一応近代的な装備をもつた軍隊となつた。もとよりソ連の軍事援助がどの程度のものであつたかは不明であり、中共軍が全軍にわたつて近代的装備で武装されたわけではなかつたが、陸軍・空軍・海軍からなり、砲兵、工兵、車輛、核甲兵などの各種特殊兵団をもつ一応の近代的軍隊に成長したことはたしかである。一九五三年の八一記念日に朱徳は次のように演説した。

「この四年来、われわれは毛沢東同志の指示を断固実施し、わが軍は近代化、正規化された国防軍の道を進んで重大な成果をあげた。われわれは、相当強大な空軍、海軍および各種技術兵種を建設した。わが歩兵は、既存の基礎の上に装備を改善し、軍事資質をたかめた。この二年來の共產主義教育と文化教育をへて、部隊の政治的面貌は變つた。現在、全軍は統一された正規の訓練を進め、わが軍が低級の段階から高級の段階へ移行する偉大な歴史的転換を開始した……わが軍は敵の侵略をうけたとき諸兵種の協同した近代化作戦を進めて、わが祖國を守ることができ」⁽²⁾。

このような中共の増大する軍事力は、一九五三年七月二十七日の朝鮮休戦成立まで、多くの局地的な戦闘で国連軍に対して十分示されたが、しかしながら朝鮮戦争で巨大な火力をもつアメリカの近代的兵力の恐ろしさを経験した中共軍は、近代的な軍隊と対決できるようにするためには、かれらの軍隊を徹底的に改造しなければならぬということも、いやというほどたゞきこまれたのである。中共は、朝鮮戦争における一応の勝利にもかかわらず、中共軍をさらにいつそう近代的軍隊につくりあげる努力をただちに開始しなければならなかつたのである。それは、ソ連からの装備と助言によつて、また「ソ連軍に学ぶ」の運動を通して行われ、一九五四—五五年の間に、一連の巨大な技術上、組織上の改革が行われた。すなわち、一九五四年九月の中央政府の改組により国防部が設置され、軍区、野戦軍の再編が行われた。一九五五年には階級制度と徴兵制度がしかれ、指揮、編成、制度、訓練および規律が統一されるなど、軍の正規化が進んだ⁽³⁾。また、「工業が存在しなければ、強固な

「国防も人民の幸福や利益も国家の富強も存在しない」との毛沢東の指示にもとづいて、国防産業にも重点がおかれた。

中共軍のもついちじるしい軍事力の増大は、後述する中ソ同盟の實質的強化、アジアの周辺諸国に対する平和共存路線の展開、朝鮮戦争とインドシナ戦争の休戦などといまつて、中共の感じる不安全感をいちじるしく低め、中共が国力を国内における社会主義建設―社会主義改造と第一次五カ年計画―に集中することを可能にしたのである。

- (1) 彭德懷「中国人民志願軍の抗美援朝工作に関する報告」(一九五三年九月十二日)
- (2) 朱德総司令の中国人民解放軍二六周年記念集会での講話。
- (3) 以上の問題については、石川忠雄・平松茂雄「中国人民解放軍近代化過程に関する研究」(近刊)を参照。
- (4) 李富春「国民経済発展のための第一次五カ年計画についての報告」(人民中国)一九五五年第九号付録(一)一頁。

II 国際的條件

一九五三年七月の朝鮮戦争の休戦実施、続いて一九五四年六月インドシナ戦争の休戦実施によつて、アジアに戦火は消えたものの、アメリカはSEATO条約、米台条約、米韓条約などの一連の軍事条約を新たに締結して、中共を封じ込める軍事包囲網をつくりあげはじめたため、その脅威はかえつてたかまつてきた。一方、スターリンの死は、ソ連の威信を低下させ、中ソ同盟を含めて社会主義陣営の力を減殺させるものであつた。その意味で、この時期の中共の国際的環境は中共にとつてかなりきびしいものであつたといふことができるであらう。

A 中ソ同盟の強化

一九五三年三月五日のスターリンの死は、中ソ同盟のテストとなつた。西欧はスターリンの後継者と毛沢東の反目の増大を予想したが、中ソ同盟はかえつていちじるしい實質的強化の方向をたどりはじめた。三月九日、毛沢東は「プラウダ」紙

に、「もつとも偉大な友情」と題する追悼文をよせ、「マレンコフを頭首とするソ連共産党、ソ連政府」および「ソ連を先頭とする平和、民主陣営の団結」を支持することを確認した。

「われわれの任務は悲しみを力にかえることである。われわれの偉大な指導者スターリンを記念するために、中国共産党および中国人民はソ連共産党およびソ連人民との間にスターリンの名による偉大な友情を無限に強化するであろう。中国共産党員と中国人民は、われわれの国家を建設するためにもつとつかりスターリンの学説を学び、ソ連の科学と技術を学ぶであろう。

ソ連共産党はレーニン・スターリンが親しく教えそだててきた党であり、世界でもつとも先進的な、もつとも経験のふかい、もつとも理論や修養を身につけた党である。この党は過去においても、現在においても、われわれの模範であるし、将来もやはりわれわれの模範であろう。われわれは同志マレンコフを首班とするソ連共産党中央委員会およびソ連政府が必ず同志スターリンの遺志をついで、偉大な共産主義の事業を前進させるとともに、ますます大きく発展させるであろうことを完全に信じている。

疑いもなく、ソ連盟を先頭とする世界の平和と民主主義の陣営はますます結束し、ますます強大化してゆくであろう」⁽¹⁾。
ついで同年七月四日のベリア追放にさいしても、中国共産党はソ連政府支持を表明した。

「中国共産党と中国人民は、裏切者ベリアの犯罪的行動にたいする激しい怒りを表明する。そして同時に、この裏切者を陣営から放逐したソ連共産党と最高ソヴェエト幹部会の迅速果敢な行動に深い感謝の意を表明し、堅い支持を表明するものである。同志マレンコフにひきいられるソ連共産党ならびにソ連政府が裏切者ベリアを追放したのち、全ソ連人民を指導して共産主義を建設し、世界平和を擁護するという大業において、いつそう大きな成功を収めるであろうということは、中国共産党と中国人民の確信である……裏切者ベリアにたいするソ連の行動は、すべての国の共産党にとつて重大な教訓である」⁽²⁾。

スターリンの死は、中共にソ連からのいつそうの独立¹¹「対ソ自主性」を獲得する機会を提供したが、同時にそれはソ連のもつ権威の低下をもたらした社会主義陣営の団結を弱体化させるおそれがあったから、同陣営においてソ連につぐ大国としての自負をもつ中共としては、ソ連に対して積極的な精神的政治的支持を与えたのである。しかしながら、それ以上に注目されなければならないのは、ソ連がその権威を保持するために毛沢東の権威を利用したことであり、その代償として社会主

義陣営および国際政治の舞台における中共の地位をたかめる意識的な努力を行ったことである。それまで中共は、東欧の人民民主主義国家と同等の扱いをうけていたが、いまや別格の扱いをうけるようになった。マレンコフは、スターリン追悼の演説で次のようにのべている。

「われわれは、ソ、同盟と偉大な中国ならびに、すべての人民民主主義諸国の勤労者と永遠に不滅の兄弟のような友好を強化しなければならぬ」。

そして一九五五年二月には、中共はソ連から社会主義陣営の共同指導権を与えられるにいたるのである。

「第二次大戦のもつとも重要な結果は、世界資本主義陣営と並んで、ソ連を先頭とする一いや正確に言えば、ソ連と中華人民共和国を先頭とする社会主義と民主主義の世界陣営が形成されたことである」。

またソ連は、米英仏三国のドイツ問題に関する外相会議の通牒にたいし、一九五三年八月四日の第一回答以来、中共を含む五大国会議の平行開催を執ように求めた。

「アジアの国家情勢に存在するさし迫つた重要な問題も国際間の注目をひきつけている。それゆえ、中華人民共和国が国際的な緊張情勢を緩和する問題の討議に参加することは必要である……もしこの問題を解決することの重要性を無視するならば、平和と国際的な安全を強化する上で不利である」。

ソ連は、朝鮮戦争で中共が果たした重要な役割を認めざるをえなかつたのである。この承認は、やがて朝鮮休戦、インドシナ休戦での中共の積極的な役割の發揮、平和共存政策の展開とともに、アジアにおける中共の影響力の承認となるのである(後述の「中ソ共同宣言」参照)。

この時期の中ソ関係でいま一つ重要な問題は、中国の社会主義建設にさいして、中共が激しい「ソ連に学べ」の運動を展開したこと、およびソ連が積極的な援助を開始したことである。一九五三年二月七日毛沢東は「ソ連に学べ」という指示を発した。全文は以下の通りである。

「われわれは偉大な国家建設を行おうとしているが、われわれ目前の工作は苦しく、われわれの経験は不十分であり、したがって真剣にソ連の先進経験を学ばなければならない。共産党内、共産党外、旧幹部、新幹部、技術者、知識人および工員大衆や農民大衆の区別なく、すべて誠心誠意ソ連に学ばなければならない。われわれはたんにマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論を学ぶとともにソ連の先進的科学技術も学ばなければならない。われわれは、全国的にソ連に学べという高潮をまき起して、われわれの国家を建設しなければならない。」

続いて四月二三日、中共中央による「一九五三—五四年幹部理論教育に関する指示」が発表された。それによれば、「ソ連に学べ」の運動は、中国が「経済建設に入った時期の需要に応じるため」、マルクス主義の具体的適用であるソ連の経験を学ぶこと、つまり「中国経済の過程において、中国の具体的条件を根拠として正しくソ連の経験を利用すること」が目的であった。⁽⁶⁾ 学習の素材は、ソ連共産党史第九章から第一二章までが中心で、それに同期間に関する二六の文献を配したものであり、それらの文献は高級幹部用および中級幹部用各四分冊にわけられて『ソ連社会主義建設論』という題名で同年六月刊行されたが、「人民日報」をはじめ「学習」「経済建設」などの党理論誌は、毎号、レーニン、スターリンの社会主義建設、過渡期の理論を紹介し、またその中国における適用の問題を討議した。

一方、中国の第一次五カ年計画に対するソ連の援助についての中ソ間の交渉は、すでに一九五二年秋からはじまっていたが、スターリンのもとではスムーズに進行しなかつたようであつた。しかし、スターリンの死は、中ソ間に存在した障害を除き、一九五三年夏(正確な月日は不明)、ソ連は「九一の新企業の建設および改造と、現在建設および改造中の五〇の新企業にたいし、系統的な経済的技術的援助を与える」ことに同意した。このソ連の中共に対する援助は、毛沢東の言葉を使えば、「一回の交渉において……解決」されたのであり、さらにそれは「歴史上はじめて」のものであつた。そして、それによつて中共は、「ソ連の進んだ経験と最初の技術的成果を学習する努力の上に、一步一步自己の強大な重工業を建設することができる」ようになったのである。⁽⁷⁾

ついで、一九五四年十月、中華人民共和国成立五周年の式典に列席したさい、ソ連は中共に五億二千万ルーブルの長期借款を与え、一五の新企業建設を追加し、さらに一九五三年に建設・改造を約束した企業への設備供給額を四億ルーブル以上追加することを約束した。またこの機会に、ソ連は一九五〇年の中ソ同盟条約締結のさい確保したソ連の中国における利益の返還、すなわち「ソ連軍隊が共同で使用してきた旅順の海岸根拠地より撤退し、同根拠地を中華人民共和国の完全支配に移す」こと、新疆における有色・希有金属および石油開発精製、大連の船舶建造修理、民間航空に関する各ソ合弁会社のソ連持株を中共にひき渡すこと、を約束した。さらにソ連は、中共と「科学技術協定」を結んで、「國民經濟各部門の經濟の交流を通じて、兩國間の科学技術の面における協力を實現することに同意」し、また蘭州—ウルムチ—アルマータ、集寧—ウランバートルにいたる鐵道の建設について合意に達した。

対外政策の領域でもソ連は、中共が一九五三年以来展開していた平和共存外交を支持し同調することを明らかにした。一九五四年十月十二日に發表された中ソ共同宣言は、次のようにのべている。

「兩國政府は、平和の強化を目的とするあらゆる國際活動へ、今後もひき続き参加し、中華人民共和国とソ連の共同利益に関する問題については、兩國の安全保障を守り、極東および世界平和を維持するための行動の統一を達成するため、たがいに協議する一致した願望をもっている」。

「兩國政府は、中華人民共和国およびソ連が、アジアおよび太平洋地域における諸国および他諸国との關係を、主権の相互的尊重、領土保全、不可侵、内政不干涉、互恵平和共存という原則をきびしく遵守する基礎の上、今後もひき続き確立してゆくものであり、それによつて國際協力の發展のための広い可能性を開くことも声明する」。

このように、中共は内外政策においてソ連との友好、團結を説いたが、そのもつとも顕著な現われは、一九五四年九月に採択された中華人民共和国憲法である。すなわち、憲法はその前文でソ連との友好關係を次のように明記したが、それは中共によれば「中ソ友好關係が永遠に破ることのできないものであることを示す」⁽⁸⁾ためであつた。

「わが国は偉大なソヴェト社会主義共和国連邦……とすでにゆるぎなき友誼をうちたてているが……このような友誼はひき続き発展し強化されるであらう」。

最後に、ソ連を除く社会主義諸国との関係に簡単にふれておきたい。まず東欧諸国とはある程度の文化交流が行われた以外に、そのほとんどは経済関係、なかでも貿易による結びつきである。東欧諸国との貿易は、中共にとつてソ連との貿易につぐ重要性をもっている。一九五三年度において、中共と社会主義諸国との貿易は、中共の対外貿易総額の約七五パーセントを占めているが、このうち約五〇パーセントがソ連との貿易であり、東欧とのそれは約二〇パーセントである。貿易発展率も中ソ貿易に劣らず高く、一九五三年は前年に比べて三七・四二パーセントの増加を示している。重要なことは、中共の東欧からの輸入において、生産資材の比重が非常に高いことである。対外貿易部副部長徐雪寒が明らかにしたところによると、一九五三年において、東欧からの輸入のうち生産資材は七四・五八パーセントを占め、しかも生産資材がしめる比重は一九五二年に比べて二一パーセント増加している。そのうち各種機械と車輛が総輸入額の五一パーセントをしめ、五二年に比べ三倍の増加を示している。第一次五カ年計画と東欧経済の関係がいかに緊密であるかがわかるであらう。⁽⁹⁾

次にアジアの社会主義諸国との関係をみてみよう。まず朝鮮戦争への参戦を通して、北朝鮮との友好関係が確立されたことである。それは一九五三年十一月二十三日に調印された「経済と文化の協力に関する協定」のなかに表現されている。中共は、「中国、朝鮮両国間の長い歴史をもつた、うちやぶることのできない友好関係をよりいつそう強化発展させる」こと、「朝鮮問題の平和的解決をちとるためにあくまで奮闘する」ことを確認するとともに、中共が朝鮮戦争において「朝鮮の援助にあてたすべての物資と費用をことごとく無償で朝鮮民主主義人民共和国政府に贈る」こと、さらに一九五四年から五七年までの四年間に八億元を無償で贈与することを約束した。⁽¹⁰⁾ こうして中共は、朝鮮戦争を機会に北朝鮮へ影響力を及ぼし、いつそうの友好関係をうちたててのに成功したのである。

アジアの社会主義国との関係でいま一つ重要な問題は、一九五四年一月十九日北ヴェトナムと国交が成立したことである。同月七月のジュネーブ会議におけるインドシナ休戦は、中共が国際政治の舞台ではじめて活動したという点だけなく（この問題については、第三章「対外政策の特徴」を参照）、ヴェトナムがフランスにかちぬくためにとつた革命の戦略、戦術に中国革命の経験がゆたかにとりいれられていた、という意味で重要であつた。中共は、はやくから「毛沢東の道はアジア人民の歩むべき道である」こと、中国革命は「後進国における革命の『典型』である」ことを強く説いていたが、ヴェトナムの勝利は「毛沢東の革命」がアジアで成功したことを意味した。⁽¹²⁾ この勝利は、中共の影響力に大きな力を与えるものであつた。

- (1) 『毛沢東戦後著作集』一〇八頁。
- (2) 社説「ソ連共産党の統一と強化は全世界労働人民の利益である」一九五三年七月十一日付「人民日報」。
- (3) 一九五三年三月十日付「プラウダ」。
- (4) 一九五五年二月三日付「プラウダ」。
- (5) 社説「国際緊張の情勢をさらに一歩緩和させる正しい道」、一九五四年四月十二日付「人民日報」。
- (6) 社説「ソ連の社会主義建設の理論と経験を学習することは、全党幹部の重要な任務である」一九五三年四月二十五日付「人民日報」。
- (7) 「毛沢東主席よりマレンコフ首相あて電報」（一九五三年九月十五日）。
- (8) 一九五四年九月の第一期全国人民代表大会第一回会議における周恩来の報告。
- (9) 『中国年鑑』一九五五年版四一頁。
- (10) 「人民中国」一九五三年第八号付録(一)三十四頁。
- (11) 陸定一「中国革命の国際的意義」、日刊労働通信社編『コミンフォルム重要文献集』（昭二八年、同社刊）三五八頁及び三六二頁。
- (12) たとえば一九五一年二月に採択された「ヴェトナム労働党綱領」を参照。『各国共産党新綱領集』（昭二九年、三一書房）。

B 「アメリカ帝国主義」の軍事包囲体制の展開

帝国主義とくにアメリカ帝国主義にたいする中共の評価は、一九五三年七月の朝鮮戦争休戦の実現をアメリカ帝国主義の敗北とみていることになかに、もつともよく現われている。同年九月中国人民志願軍の抗美援朝活動について報告を行った彭徳懷によれば、「アメリカ侵略軍は朝鮮を新しい大量殺戮兵器の試験場とし、多くの新兵器をすべて大々的に使用した」ため、朝鮮、中国人民は「彼我の軍事装備がきわだつてかけはなれているという条件のもと」で戦わなければならなかつた。「しかしながら」と彭は次のように強調した。

「朝鮮、中国人民部隊が劣勢な装備をもつて装備の優勢な侵略軍に対抗し勝利をかちとつた輝かしい戦果は、第二次世界大戦後アメリカ帝国主義どもが一貫して詐欺、脅迫、威嚇の種に使つてきたアメリカ帝国主義者の新兵器「万能」論の欺瞞性を完全に白日のもとにさらけだした。そして、ひいては帝国主義陣営の軍事思想の無力さと、かれらのいわゆる強大な戦争機械の貧弱な真の内幕を暴露し、第三次世界大戦への計画と準備に打撃を与え、これを混乱におとしいれた。朝鮮・中国人民部隊は、アメリカ帝国主義がたんなるみかけだおしにすぎず、かれらの侵略は完全にうち破りうるものであることを全世界に向つて証明した」。

「朝鮮の休戦会談は歴史上に前例のないものである。それは、帝国主義者が他国を征服しその国に強制的に降伏条件をおしつける休戦会談でもなければ、また帝国主義国家間の仲間同士の争奪戦が対峙状態におちいつて勝敗が決せず、やむなく妥協して植民地を分割し一時的な平和を実現しようとする休戦会談でもない。それは、おこがましくも自分ひとり世界に覇をとなえようとたくらんだ帝国主義者が、侵略戦争中に年若い新興人民民主主義国家の反抗にあい、その野望を阻止され、やむなく手をひいて、仕方なくうけいれた休戦である」。

帝国主義の脆弱性は、一九五四年七月のインドシナ休戦実現で、ふたたび明白にされた、と中共はいふ。「世界の平和の力はまたしても戦争の力にうち勝つた。この成功は、現在の世界情勢の特性を反映したものである。いまや平和の力と戦争の力の強弱度に偉大な変化が起りつつある」⁽³⁾と同年七月二十七日付「人民日報」紙社説は主張しているのである。

この時期における中共の帝国主義陣営のきわだつた特徴の一つは、中共が帝国主義陣営にたいして相当程度の主導的地位を保持できるようになつたとの認識である。この認識がこの時期の中共の平和共存政策の根底にあつたと思われる。一九

五三年の十月革命記念日に中ソ友好協会総幹事の錢俊瑞は、次のようにのべている。

「朝鮮戦争の結果証明されたことは、中国の強大な存在によつて、アジア各国人民の偉大な友情と団結のたえざる強化と発意によつて、帝国主義が任意にアジアを侵略できた時代はすでに完全に過去のものとなつた、⁽⁴⁾ということである」。

しかし中共は、あいつぐ帝国主義陣營の敗北を手放しで喜んではいない。前記七月二十七日付社説は次のようにいつている。

「アメリカは、ジュネーブ會議の最終宣言に調印することを拒否した」。

「ジュネーブ會議の結果、アメリカ帝国主義者が交渉を妨害するためあらゆる術策を弄し、戦争を企図し、自国が威信を失い、孤立に陥いるのをかまわず世界の緊張を激化させようと努力したことが歴然となつた」。

中共は、アジアにおけるアメリカ帝国主義の新しい陰謀計画をSEATOの結成にみる。中共によれば、その目的はもとよりアメリカが「ジュネーブ會議の協定を破壊し、アジアを分裂させる軍事同盟を組織し、中華人民共和国を敵視し、アジア各国の内政に干渉し、新たな緊張をつくりあげようとする」⁽⁵⁾にある⁽⁶⁾が、この条約に参加している国がアメリカと軍事援助協定を結んでいるアジアの三国のほかは、全部アジア国家でないことから、この条約が「植民国家の軍事同盟」にはかならない、とみる。

「この軍事同盟は、アメリカが極東において中国を主要な敵対目標とする政策を支持するのみならず、アメリカが各方面からアジア国家を侵略することを便利にしている。この条約にもとづきアメリカは、実際には存在していない「共産党の侵略」を口実に、随意に恐怖と疑惑をまきちらし、アジアを分裂して一部のアジア国家をして、他のアジア国家に反対させることができる。アメリカはいわゆる「顛覆活動」を防止し、これに対抗することを口実に、アジア各国の内政に干渉し、アジアの民族解放運動を鎮圧することも可能である。またアメリカは、経済措置条項を利用して、東南アジア地区の戦略原料を獲得し、この地区の人民を使役して、アメリカの植民統治をうちたてることも可能である。さらにこの条約にもとづき、アメリカは「本地域」の平和に危険を及ぼす、ある事実あるいは情勢を口実に、「保護区域」を勝手に指定し、武力干渉をアジアの他の地区にまで拡大することもできる……以上からみて、この条約は植民主義者が軍

事同盟を通じてアジア諸国の運命を牛耳り、アジア人民の自決権を破壊しようとするものであつて、国連憲章の趣旨と原則に違反するものである」⁽⁶⁾。

ところでこの時期は、一九五三年に共和党アイゼンハワー政権が成立し、アメリカの対中共政策が急速に変化した時期である。すなわち同年二月の大統領教書で「台湾の中立化解除宣言」が発表され、ダレス、ロバートソンに指導される極東政策は、蒋介石の大陸反攻を黙認するという路線をとつた。あらためてのべるまでもなく、ダレスは、共産主義にたいしては「たんなる封じこめでなく、さらにそれより積極的なまき返し政策で対抗する」ことを基調として、台湾を足掛りとする中共まき返し政策（前記のSEATOはいうまでもなくその一環である）を推進し、国府の軍事、政治、経済体制の強化をはかつた。「二つの中国」論が現われはじめたのもこの時期である。右のようなアメリカの台湾にたいするテコ入れを中共は次のように論評している。

「アメリカの侵略集団は、たえず武力干渉を遂行しようとし、三つの戦線すなわち台湾、朝鮮、インドシナから中国にたいして戦争の脅威を加えようとしてきた。いまや朝鮮の休戦とインドシナにおける平和回復とによつてアジアでは緊張がゆるんできているが、アメリカの侵略勢力が新たな緊張をつくりだす目的から、中国の本土とその沿岸地区にたいする攪乱破壊戦を続行するために、台湾へ逃亡中の反逆蒋介石一派をますます積極的に利用して、武力干渉の手のばそうとしているのはまさしくこのためである」。

「アメリカ政府は台湾を占領して以来、同島の軍事、政治、経済にたいする支配をその手中に収め、台湾を中国本土攻撃の軍事基地にしたばかりでなく、同島をアメリカの植民地としてしまつた。アメリカ政府は、売国蒋介石一派の代表を中国代表に仕立ててむりやりに国連に入りこませている。最近にいたり、アメリカの侵略勢力は、売国蒋介石一派といわゆる相互安全保障条約を締結するため、ワシントンと台北で同時に折衝を行っている。これとともに、アメリカの侵略勢力は日本の反動分子、李承晩偽政府および蒋介石一派からなる、いわゆる東北アジア防衛同盟をでつちあげようとしている。アメリカの侵略勢力はたえずその武力を誇示し、中国国境で挑発行為を行い、売国蒋介石一派による中国沿岸封鎖を支援するために、アメリカ海・空軍を出動させることすらしている」。

(一) 彭德懷「中国人民志願軍の抗美援朝工作に関する報告」(一九五三年九月十二日)、「人民中国」一九五三年第六五附録(2)五頁。

- (2) 右同五頁。
- (3) 一九五四年七月二十七日付「人民日報」。
- (4) 一九五三年十一月六日付「人民日報」。
- (5) 一九五四年第一期全國人民代表大會における周恩來の報告。
- (6) 前掲周恩來報告。
- (7) 一九五四年八月に開かれた中央人民政府委員會第三三回會議における周恩來の外交報告。

三、対外政策の基本的特徴

一九五三―五四年の時期に、中共は國際政治の舞台にはじめて登場し、いくつもの重要な役割を果たした。朝鮮戦争とインドシナ戦争の休戦、そして「平和共存」外交の展開である。そしてこれらの政策を推進する過程で、中共は「対ソ自主性」のいつそうの獲得、アジアにおける影響力、指導力のいつそうの増大、アメリカにたいするある程度の主導的地位の獲得、平和愛好国家としてのイメージ、といった豊富な果実を実らせたのである。

中共がその対外政策を「民族解放闘争支援」から「平和共存」、すなわち現地の共産党を通ずるアジア諸地域との提携から、正統政府を通ずるアジアその他諸国との正常関係の確立へと転換する必要を最初に表明したのは、意外にも一九五二年十月二日から十二日にかけて北京で開かれた「アジアおよび太平洋地域平和會議」であつた。會議は同年三月二十一日宋慶齡、郭沫若ら一名の中国知名人士が提唱し、アジア、太平洋および米州の三七カ国から三六七名が参加した。會議は、サンフランシスコ対日講和条約および日米安保条約締結による日本軍国主義の復活、朝鮮休戦交渉の遅延、アジア各地におけるアメリカ軍事基地の設置などが、「大規模な侵略戦争発動の準備」をととのえていることを強調し、日本、朝鮮、民族独立、文化交流、經濟關係などの問題に関する八つの決議を採択したが、われわれの研究からみてもつとも重要な決議は「民

族独立問題に関する決議」である。すなわちこの決議は、「平和と民族独立は切り離すことのできないものである」と次のような立場を明らかにした。

「もし一つの国家でもその領土と主権が犯されるようなことがあれば、平和は脅威をうけることになる。それゆえ平和を保障するためには、各国の主権の独立と領土の保全が必ず尊重されて犯されることのないように、各国人民が自分達の政治制度と生活方式を決める権利と自由が必ず保障され、いかなる形式や口実を問わずこれに干渉することを許さず、政治制度と生活方式の異つた国家が平和に共存するようにしなければならぬ」⁽¹⁾。

そして決議は、「平和を実現させる」第一の方法として、「すべての国家の主権独立と領土保全を尊重し、一国が他国の領土保全を破壊し、他国の内政に干渉するいかなる行為にたいしても断固として反対すること」を掲げたのである。この決議の意義は、翌五二年以降中共が次々と展開した積極的な平和共存政策によつて明らかとなつた。

すなわち、一九五三年三月三十日中共は、朝鮮休戦交渉で行詰りの大きな原因となつていた「傷病捕虜交換」の問題で、「意見の相違をとりぞく用意がある」との周恩来声明を発した。

「捕虜問題について、中国・朝鮮政府は従来も現在もつねに、休戦後全捕虜を遅延なく釈放送還することによつてのみ合理的解決がある、と考えている。ただ双方のこの問題についての意見の食い違いが現在朝鮮休戦を実現する上の唯一の障害となつていて、かつ世界諸国民の平和への願いを満足させるために、中国、朝鮮政府は、これまで一貫して守つてきた平和政策、およびできるだけ早く朝鮮休戦を実現して朝鮮問題の平和的解決をはかり、世界平和を維持し強化したいという一貫した立場にもとづき、この問題に関する意見の食い違いをとりぞく準備を行う用意がある」⁽²⁾。

こうして中共は、中断していた休戦会談を再開させ、かつ休戦交渉に反対する李承晩が単独で捕虜を釈放し(六月十八日)、また米韓相互防衛条約締結への動きがあつた(八月八日仮調印、正式調印は五四年十月一日)にもかかわらず、同年七月二十七日休戦協定を成立させることによつて、平和へのイニシアティブをとつたのである。

ついで、一九五四年四月から朝鮮問題の政治的解決およびインドシナ休戦を目的として開かれた二つのジュネーブ会議で、中共はアジアの平和と安全を保障するための基本的な構想をうちだした。すなわち、この会議に中共を代表して出席した周恩来は、次のようにこれを説明した。

「中華人民共和国政府は、アジアの国家がおたがいに話しあいを行い、おたがいに相互の義務をうけもつ方法によつて、共同してアジアの平和と安全を維持するよう努力しなければならない、と考える」⁽³⁾

かれは、四月二十八日の朝鮮問題に関する本会議で、これを実現するためのプログラムとして、アメリカの侵略行為の停止、アメリカの軍事基地撤収を含む強硬な反米帝国主義政策を提起し、また五月三日のインドシナ問題に関する本会議では、アジア諸国間の関係改善の原則に続いて、アジアにおける「新植民地主義」の排斥を掲げた。そして周が提起した反米帝国主義および新植民地主義の排除は、インドシナ休戦協定におけるラオスとカンボジアの「中立化」の構想、すなわちいかなる外国の軍事基地をも設置しないこと、いかなる外国との軍事同盟にも参加しないこと、を協定のなかにもりこむという形で実現された。

アジア諸国を「中立化」させる中共の構想は、ジュネーブ会議における朝鮮問題で、中共が朝鮮から外国の軍隊が撤退することを執ように主張したことに現われている。

「朝鮮の平和的統一は、朝鮮人民自身のことである。したがつて全朝鮮の自由選挙を実現し、外部の力の干渉をうけないためには、まずいつさいの外国軍隊が朝鮮から撤退しなければならない……現在朝鮮では停戦が行われており、いつさいの外国軍隊がこれ以上朝鮮にとどまるなんらの理由もないのである」⁽⁴⁾

後述する中共の「中立化日本」との不可侵条約締結のよびかけも、同じ中共のアジア中立化構想の一環として考えだされたものである。

ジュネーブから帰国する途中周恩来は、インドとビルマにたちより、六月二十八日ネールと、同三十日ウ・ヌーとの間にいわ

ゆる「平和五原則」を三国間の関係を指導する原則とする旨の共同声明を発表した。「平和五原則」とは、あらためてのべるまでもなく、(1)領土・主権の相互尊重、(2)相互不可侵、(3)内政不干渉、(4)平等・互恵、(5)平和共存、であるが、注目すべきは、この五原則がたんにこれら三国間だけでなく、「アジアならびに世界の他の部分における他国との関係においても適用されるべき」であり、「もしもこれらの原則が各国間においてのみならず、国際関係一般において適用されるならば、それは平和と安全保障にとつて堅実な基礎となり、今日存在している恐怖と憂慮に代つて、信頼感が生まれるであろう」と宣言したことである。⁽⁵⁾これは、「平和五原則」の適用による「平和地域の拡大」、それを通じての平和勢力の強化をねらつたものであつた。

中共の平和共存政策がより具体化したのは、ジュネーブ会議から帰国した周恩来が八月十一日中央人民政府委員会第三三回会議で行つた外交報告においてであつた。この報告の重要性は、六月末のネール会談、ウ・ヌー会談でうちだされた「平和地域」拡大の考えが、東南アジアから全アジアに及ぶ外部の干渉をうけない「集団平和地域」という言葉におきかえられることによつて、いつそう明瞭かつ具体的となつたことである。

すなわち「集団平和地域」の実現は、なによりもまずジュネーブ協定にしたがつて、「インドシナ三国の人民がそれぞれの母国領土内で平和な生活を送り、平和な建設に従う」ことである。これは、(1)休戦とそれに続く全国的な自由選挙によつて三国が民主的基礎の上に統一を実現すること、(2)三国が自国の領土内に外国の軍事基地を設けないこと、(3)三国がいかなる軍事同盟にも参加しないこと、によつて達成される。第二に、集団平和地域の実現は、インドシナ三国が「領土保全および主権にたいする相互尊重の基礎の上に、三国相互間、ならびにフランスとの間に友好関係を樹立し、さらに隣接諸国との間に平和的協力関係を樹立する」ことによつて可能となる。

最後に、「今後国際関係が好転するならばこのような集団平和地域はさらに拡大されることができ、それによつて東

南アジア諸国はもとより、全アジアの諸国は平和共存を謳歌し、外部からの干渉をうけないですむようになるであろう」⁽⁶⁾と。

この時期の中共対外政策に関して、平和共存の展開について顕著な特徴は、台湾解放が強く叫ばれたことである。これは、一つには一九五四年十二月の米台相互防衛条約締結に象徴されるダレス外交に大きな原因が求められるが、しかし台湾を自国の領土であると主張する中共にとつては、「平和五原則」の運命に賭けても台湾問題の解決は、その解放によつてのみ可能であることを主張し、「二つの中国」の陰謀を粉碎せざるをえなかつたのであろう。周恩来は次のようにのべている。

「中華人民共和国政府は、台湾が中国の領土であり、アメリカによる台湾占領は絶対に承知できないところであり、また台湾を国連の信託統治下におくことも、同じく承知できないものであることを、ここに再び宣言するものである。台湾の解放は中国の主権と内政の問題であり、われわれは外国の干渉を絶対に許さないであろう。アメリカ政府と台湾にたてこもる売国蔣介石一派との間に結ばれる条約は、すべて非合法なものであつて、なんら効力をもたないものである。万一、外国侵略分子が中国人民による台湾解放を阻止し、中国の主権と領土保全の侵犯をあえてし、わが国の国内問題に干渉をあえてするならば、これらの侵略行為にともなう重大な結果にたいする責任は、すべてかれらが負わなければならない」⁽⁷⁾。

「平和五原則」は、「平和共存」の原則が他の四原則、すなわち「領土・主権の相互尊重」「相互不可侵」「相互不干渉」「平等・互恵」の達成によつて裏づけられてはじめて実現されるのである。しかし台湾を解放するには、アメリカ帝国主義の軍事力との正面衝突なくしては達成できない。ここに中共の平和共存政策の大きな困難があつたのであり、やがて一九五五年に入ると、中共はアメリカ帝国主義との対決をさける方向に向うのである。それがバンドン会議における周恩来の「中国とアメリカとの関係について、中国人民はアメリカと戦争したいとは思つていない。われわれは、平和的手段によつて国際紛争を解決することを歓迎する」という対米よびかけであり、また同年八月一日からジュネーブではじまつた米中会談であ

る。

なお、バンドン会議のときに、中共はSEATOおよびバグダッド条約加盟国である。パキスタンにも接近をはかることになる。のちに周恩来はこのときの模様を次のようにのべたといわれる。

「一昨日昼食後、私はパキスタン首相を訪問した。私はいかに、パキスタンは軍事同盟に加わっているけれども、中国にその鋒先を向けることはない、と語った。パキスタンは中国がパキスタンを侵略するとの恐怖をいだいていなかった。その結果、われわれは相互理解に達することができた。」

日本にたいする国交正常化のよびかけは、一九五三年の国慶節に中共を訪問した大山郁夫氏および日本議員団と会見した周恩来と郭沫若によつて行われた。周と郭は、日本と経済・文化交流をはかるとともに、日本が独立・平和の国となれば不可侵条約を結びたい、と次のようにのべた。⁽⁹⁾

「私は、世界各国との正常な関係の回復、とりわけ日本との正常な関係の回復を主張しています。しかし日本政府がいぜんとして中国とアジア諸國を侵略するアメリカの道具となり、中華人民共和国と中国人民を敵視する政策をとり続け、また蔣介石残存匪賊との間にいわゆる外交関係なるものをひき続き保持してゆくならば、日本はまず太平洋の不安をかもしだす要素となり、したがって日本と新中国が講和条約を結び、正常な外交関係をうちたてる可能性ははばまれるであります。――周恩来

「私は、祖国の独立、民主、平和、自由のために困難な闘争を続けている日本人民に心からの敬意を送ります。中国人民の立場からいえば、日本がもし台湾の蔣介石残存集団と関係をたち、アメリカの侵略主義の従属国、その追隨者の地位から脱して、平和・独立の国家となるならば、中国と日本との正常な関係を樹立し發展させることができるばかりか、兩國の間に不可侵条約を結ぶことも考慮することができる。今日中日兩國人民の正常な外交関係はまだ樹立されないが、中国人民はまず中日兩國の間の経済交流と文化交流を展開すると同時に、日本人民とともにアジアと世界の平和を守るために努力することを心から望んでいる。――郭沫若

国交正常化についての右のような立場は、翌五四年十月の「中ソ共同宣言」で確認された。

「兩國政府は、日本との関係を正常化させる措置をとることを望んでいることを表明するとともに、日本は中華人民共和国およびソ連

と政治関係と経済関係をうちたてることに努力する面において、中ソの全面的な支持をうるであろうこと、同様にまた日本側がその平和な自主的な発展の条件を保障するためとするすべての措置も、中ソの全面的な支持をうるであろうことを表明する」。

この宣言が発表される前日の十月十一日、周恩来は中国訪問中の日本各党議員団・文化学術視察団と会見したさい、戦犯の多くが近く釈放されること、漁業問題について日中兩國の民間団体間で解決のための交渉に入ることに賛成であることを表明した。このように中共は、対日関係調整のために積極的にのりだしてきたが、なかでも注目されるのは、国交正常化への条件として中共があげている条件に重要な変化が現われたことである。すなわち周恩来は、先の会見のなかで、「日本政府が日本人民を代表すること」を認め、日本政府を含めて国交正常化を考えていることを明らかにするとともに、経済・文化交流などの「積みあげ方式」をとることを説いた。一九五四年十二月二十一日人民政協第二回全国委員会第一次会議で、同じく周恩来は次のように演説している。

「中国政府は一貫して平等・互恵および領土主権の尊重などの原則の基礎の上にあらゆる国と正常関係を樹立することを主張してきた。わが国は日本とも正常な関係をうちたてることを希望する。もし日本政府が同様の願望をもち、相応の措置をとるならば、中国政府は段階をふむ措置をとつて、中国と日本との関係を正常化する用意がある。中国政府は日本と平等互恵の原則にもとづき、貿易関係を広範に発展させ、日本と密接な文化提携をうちたてるよう主張してきたが、この方面は中日兩國人民の不断の努力によつてすでに若干の成果があり、今後さらに大きく発展することが期待される」。

同じとき中国人民外交学会会長の張奚若は中国訪問日本議員団に託した日本農民組合鳥取連合会の質問状に次のように答えた。

「講和、安保両条約は、中国を敵とした条約であつて、中国はこの条約に強く反対する。しかしそれだからといって、いまだちに両条約を廃棄しなければ、日中兩國間に友好関係を結べないというものではない。原則として両条約を廃棄する方向さえきまれば、ますます廃棄しなくとも友好関係を結ぶことは困難ではない」。

このきわめて重要な発言は、一九五五年八月日本新聞放送記者団との会見で、周恩来によつても確認された。すなわち周

は、「日華平和条約の廃棄は必ずしも日中国交正常化を促進するための前提となるものではなく、その目標であり結果である」と理解してさしつかえない、と。しかし中共がこのようにその態度を緩和してきたからといって、そのことは中共が「二つの中国」論を承認したことを意味するものではない。事実、一九五四年十二月鳩山首相が「蔣政府・毛政府とともに独立国家である」と発言したのにたいし、中共は「西欧侵略グループに追随して『二つの中国』をつくりだす陰謀に参与することは、中国人民の容認しえないところである」と主張し、「二つの中国」論はつきり拒否している。⁽¹⁰⁾

以上論じたように、この時期の中共対日政策の特徴は、日華平和条約の廃棄、国民党との関係の即時断絶を要求するという立場ではなく、対国府関係の解決を将来の課題としてもさしつかえないという非常に弾力性のある態度のもとに、日中関係を正常化し、政府と人民を含めて日本をしだいに中立化の方向に導き、それによつて日本をアメリカの影響力のもとから切り離し、「二つの中国」を承認させる方向にもつてゆこうとするものであった。

同じような傾向は、イギリスにたいする態度にもみられた。もともとイギリスは、一九五〇年一月六日中共政府承認を通告したが、中共は台湾駐在イギリス領事の撤収、在香港中国資産の引渡し、中国の国連参加支持の三条件を反対提案し、国交回復交渉は同年六月十七日のイギリス政府通牒とともに中絶したのであった。そのような中英関係は、ジュネーブ会議におけるイギリスの積極的な役割、同会議における中英接触によつて、急速に改善され、一九五四年六月十七日には中共はロンドンに代理大使を派遣することを発表し、中英間通商使節団の交換も実現した。周恩来は、当時「このような改善は中国と西方諸国との間に正常な関係をうちたてる可能性を増大するのに貢献するであろう」とのべたが、このような中英関係の改善は、中共の態度緩和の上に成立したのであつた点に気づくことは重要である。なぜならば、一九五〇年に中共が提供した前記三条件をイギリスはうけいれたわけではないからである。それゆえこの妥協は、この時期の中共が、平和実現の意図をもつ国家と友好関係をもちたいという願望をもつていたことを示唆するものである。

- (1) 『コミンフォルム重要文献集』四九二頁。
- (2) 朝鮮休戦に関する周恩来首相の声明(一九五三年三月二十日)。
- (3) 周恩来「アジア安全保障への道」(一九五四年四月二十八日)。
- (4) 周恩来 同右。
- (5) 「中印会談コミュニケ」(一九五四年六月)、「中共ビルマ会談コミュニケ」(同三十日)。
- (6) 同会議における周恩來の報告。
- (7) 同右周恩來報告。
- (8) S. M. Burke, *Sin-Pakistani Relations*, Orbis, v. 8, p.393.
- (9) 外務省編『中共対日重要言論集』第一巻。
- (10) 以上のべた中共の対日政策については石川忠雄「中共の対日政策と日本」(アジア調査会編『日本の国家利益と中共の国家利益』所収)二八一—三〇頁。
- (11) 註(6)周恩來報告。

四、結 言

一九五三—五四年の時期の中共は、国内的には一九五〇—五二年の「復興期」を終えて社会主義へ移行する時期に入った。いまだし具体的にのべるならば、「第一次五カ年計画」および「過渡期の総路線」のもとに、社会主義工業化と社会主義改造をおし進めるとともに、これと並行して、中央および地方の政府機構の整備、中央集権の強化、国防の近代化も着実に進展したのである。この時期の中共は、なによりも平和な環境を必要としていたといえる。一方対外的には、アメリカによる対中共軍事包囲が強められたが、スターリンの死は中ソ同盟をかえつて強化させ、アメリカによる封じ込めを突破する目的でアジアの周辺諸国にたいして積極的に展開された平和共存政策・中立化政策とあいまつて、中共の威信をたかめたのである。

このことから考えれば、内外条件の比較的安定のなかで、この時期の中共は、「国家的安全の保障」と「国際政治における威信の確立と拡大」と「社会主義建設の遂行」を主要な目的的要因として選択し、「敵を極小にし味方を極大にする」統一戦線政策を採用する行動傾向を示したといえることができるであろう。